

牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件

1 整備・運営全般

- (1) 豊川市立牛久保保育園の運営を、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第39条第1項に定める保育所（以下「保育所」という。）に定める施設（以下「牛久保保育園（仮称）」という。）として、民間事業者に移管するもの。
- (2) 牛久保保育園（仮称）の整備及び運営事業者募集により選定された事業者（以下「選定事業者」）自らが、保育所の認可及び特定教育・保育施設として確認を受け、令和11年4月1日の開園予定日に向けて、牛久保保育園（仮称）の園舎の新設及び施設設備の整備を行うこと。
- (3) 牛久保保育園（仮称）の整備・運営にあたっては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年愛知県条例第43号）」、「豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和6年豊川市条例第4号）」その他関係法令を遵守すること。
- (4) 選定事業者自らが、牛久保保育園（仮称）を運営すること。
- (5) 豊川市（以下「市」という。）の保育行政及び子育て支援行政の方針を理解し、積極的に協力すること。
- (6) 保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。

市は民営化後1年以内に保護者アンケートを実施し、事業者の保育の実施状況等を確認する。保護者と事業者間で、園の運営に関する問題が生じた場合は、保護者代表・事業者・市による三者懇談を開催するなどして問題解決を図るものとする。

- (7) 市内の保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園及び地域の小学校等との交流や連携を積極的に図り、お互いの教育・保育の向上を図ること。
- (8) 苦情解決の仕組みを整備すること。
- (9) 牛久保保育園（仮称）の建物、土地、物品等は、保育以外の目的に使用しないこと。
- (10) 牛久保保育園（仮称）の正式名称は、市との協議により、開園前の適切な時期に決定するものとする。
- (11) 市から、市監査事務局による監査、現場調査、報告書の提出等、業務の適切な運営に係る対応を求められた場合には、真摯に協力すること。

2 保育事業

- (1) 保育所にあつては「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に基づき保育事業を実施すること。
- (2) 開園日は、原則として、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日をいう。）及び年末年始（12月29日から翌

年1月3日まで)を除く日とする。

- (3) 開園時間は、平日は午前7時30分から午後6時30分まで、土曜日は午前7時30分から午後2時00分までを基準とする。
- (4) 保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うよう努めること。
- (5) 本件で定める条件のほか、保育サービスの向上が期待できる取り組みを提案すること。
- (6) 現行の豊川市立牛久保保育園の行事や保育内容について十分に尊重し、配慮すること。
- (7) 水泳、体操、英会話などの特別な教育・保育事業を実施する場合は、事前に保護者への説明を行い、理解を得たうえで実施すること。
- (8) クリスマスなど一般的な慣習となっているものを除き、政治や宗教にかかわる事業又は行事を実施しないこと。
- (9) 自治会組織等と連携し、地域活動事業に積極的に取り組むこと。
- (10) 市が実施する子育て支援の取り組みに積極的に協力すること。

3 施設整備等

- (1) 選定事業者自らが、令和11年4月1日の開園予定日に向けて、牛久保保育園(仮称)の園舎の新設及びその他施設設備の整備を行うこと。
- (2) 建設場所は、現行の豊川市立牛久保保育園の敷地(別紙参照)を市が無償で貸与する。なお、既存の建物の解体・撤去及び仮設園舎の整備等は市が行う。また、土地に対する抵当権は設定できない。建物に対する抵当権等を設定する場合は、予め市の承諾を得ること。
- (3) 園舎の建設にあたっては、市が仮設園舎を敷地内に整備するため、仮設園舎に支障のないように建設すること。また、新園舎については、市内の他の保育施設を参考とし、必要以上に華美にならないこと。
- (4) 当該園舎駐車場は、保護者送迎用として使用するため、工事車両用駐車場は選定事業者が用意すること。
- (5) 整備費等については、市の要綱に基づく補助を行うが、各年度の予算成立を条件とする。なお、国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定している。また、国の補助金の対象とならない経費(基本設計に要する費用、外構工事、及び備品)の2分の1を、予算の範囲内で市が負担する。
- (6) 建設に要する費用の1割以上を自己資本とすること。なお、自己資本分の不足分は選定事業者が独自に借入れ等により対応する。
- (7) 補助金を除いた独立行政法人福祉医療機構、愛知県社会福祉協議会その他市長が適当と認める金融機関からの借入金に係る当該年度の元利償還金のうち、市長が認めるものを予算の範囲内で市が負担する。

- (8) 契約手続は、市が行う公共事業の扱いに準じ入札を行うこと。また、実施設計及び建設工事は、国の交付金決定内示後に市の整備費補助金の交付申請を行い、交付決定がされた後に契約・着手すること。
- (9) 選定事業者が行う保育施設の建設工事及び維持管理に伴い第三者に損害を与えた場合は、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。
- (10) 牛久保保育園（仮称）の維持管理については、選定事業者がその責を負い、その費用を負担すること。
- (11) 牛久保保育園（仮称）の業務が満了したときは、速やかに原状回復すること。

4 職員体制

- (1) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守すること。
- (2) 施設長は、児童福祉施設等において、施設の運営管理の業務に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認める専任の正規職員とすること。
- (3) 副園長は、保育士の資格を有する正規職員とし、担任のクラスを持たない専任の職員として配置すること。また、保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）又は児童福祉施設で幹部職員（施設長又は主任保育士若しくはこれに相当すると認められる職）として3年以上の実務経験を有する者、又は保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として通算で10年以上の実務経験を有する者とするこ
と。
- (4) 保育士は、保育士資格を有する者とし、各クラスに専任者を1人以上配置すること。
- (5) 保育士は、第1号で定める配置基準以上の配置とすること。ただし1歳児は市が定める配置基準（5：1）以上とすること。
- (6) 3年以上の保育所等の実務経験を有する保育士を園に従事する全保育士の人数の3分の2以上の割合で配置すること。
- (7) 保育士の年齢構成や経験年数及び低年齢児の保育経験にも十分配慮すること。
- (8) 調理員は、市が定める配置基準に準じるものとし、うち1名は業務責任者として管理栄養士、栄養士又は調理師の免許を有し、かつ調理業務3年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (9) その他の職員の配置は、市が定める配置基準に準じるよう努めること。
- (10) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (11) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し、職員の能力向上を図ること。

5 運営費等

- (1) 選定事業者は、委託費を受給することができる。

- (2) 市は、選定事業者に対して、上記のほか、市の要綱に基づく運営費補助金等を支払うものとする。なお、当該補助金は、各年度の予算成立を条件とする。

6 食事の提供

- (1) 給食は、自園調理方式とすること。
- (2) 給食は、市が作成する献立又は法令の規定に基づき選定事業者が作成する献立（外部委託によるものを含む。）に基づき実施すること。
- (3) 食物アレルギーをもつ児童については、市の食物アレルギー対応マニュアルの遵守に努め、離乳食など児童の年齢や特性に対応した給食とすること。
- (4) 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底するとともに、食中毒の防止に努めること。
- (5) 食育に積極的に取り組むこと。
- (6) 給食費は、市に準じて設定すること。

7 衛生管理等

- (1) 園医及び園歯科医を配置すること（非常勤でも可）。
- (2) 児童の健康診断、歯科健診を実施するとともに、園医等との連携を図ること。
- (3) 児童に事故等が発生した場合に適切に対処ができるよう、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
- (4) 園の保健計画を策定すること。
- (5) 感染症の予防に努めること。

8 非常災害対策

- (1) 園の安全計画を策定すること。
- (2) 危機等発生時の対処要領を作成すること。
- (3) 震災、風水害、火災その他の非常災害時に、児童その他関係者の安全を確保するために必要な措置に関する具体的な計画を立てること。
- (4) 非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。
- (5) 避難訓練及び消火訓練は、毎月1回以上実施すること。

9 保護者の費用負担

- (1) 保育料については、「豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年豊川市規則第39号）」の規定による。
- (2) 時間外保育利用料については、「豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」に準じて設定すること。
- (3) 保護者から、施設利用料等の負担金は徴収しないこと。

- (4) その他、保護者へ新たな費用負担を求める場合は、保護者への説明を行い、理解を求めるとともに、市と協議し承認を得ること。
- (5) 引落とし金融機関については、利用者の利便性に配慮すること。

10 運営業務の履行が困難となったときの措置

- (1) 市の承諾なしに牛久保保育園（仮称）を廃止できないものとする。
- (2) 市及び選定事業者は、牛久保保育園（仮称）の運営に支障が生じる事由が発生した場合、相手方に対して速やかにその旨を報告するとともに、両者は直ちに問題解決に向けて努力するものとする。
- (3) 上記にかかわらず、問題解決に至らないと認められる場合には、以下の措置を行うものとする。

ア 選定事業者の責めに帰すべき事由により園運営が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが、募集要項や整備・運営条件に規定する要求水準を満たさない場合、及び選定事業者決定後に市と選定事業者とが協議し、合意のうえ定める事項（以下「合意事項」という。）に規定する選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができる。

また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は合意を撤回することができる。この場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 市の責めに帰すべき事由により園運営の継続が困難となった場合

合意事項に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は合意を撤回することができる。この場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

ウ その他事由により園運営の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び選定事業者いずれの責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、園運営の継続の可否について市と協議する。

11 その他

- (1) 牛久保保育園（仮称）で勤務する職員の採用予定者を極力早期に決定し、市との合同保育を行う。合同保育に参加した選定事業者の保育士は、原則、継続して民営化後の牛久保保育園（仮称）に勤務することとする。合同保育に参加する保育士の数は、市と選定事業者の協議によるものとし、合同保育に必要な人件費（市の基準に基づき算定）については、市が負担する。なお、合同保育を実施する場所につ

て、令和10年度は、牛久保保育園敷地内に設置する仮設園舎、令和11・12年度は新園舎となることに留意すること。

- (2) 保育制度の改正や社会情勢等の変化により、「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」の内容に変更の必要が生じたときは、市と協議のうえ、適切に対応するものとする。
- (3) 園運営上の営繕や物品購入等に際しては、可能な限りにおいて市内の事業者を積極的に利用するなど、地域経済の活性化に寄与するものとする。